

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三十八条の二第一項の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十月二十六日

総務大臣 片山 善博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十一号を次のように改める。

二十一 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式

狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

第二条第一項第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 設備規則第四十九条の八の二の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元

接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

二十一の三 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直

交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

第二条第二項中「第二十一号」の下に「、第二十一号の二、第二十一号の三」を加える。

備設線無の号一十二第項一第条二第

備設線無の号一十二第項一第条二第

設線無の二の号一十二第項一第条二第

設線無の三の号一十二第項一第条二第

				○	○	○	○	
--	--	--	--	---	---	---	---	--

				○	○	○	○	
				○	○	○	○	備
				○	○	○	○	備

別表第一号一(3)アの表中

		○	○	○	○			
--	--	---	---	---	---	--	--	--

を

		○	○	○	○			
		○	○	○	○			
		○	○	○	○			

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二号第三中「デジタルコードレス電話の無線局」や「時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局」に定める。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第21号に掲げる無線設備	I Z
--------------------	-----

や

第2条第
第2条第
第2条第

1項第21号に掲げる無線設備	I Z
1項第21号の2に掲げる無線設備	A T
1項第21号の3に掲げる無線設備	B T

に定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。